（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条　法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格を下限とする方法とする。

一　株式若しくは投資口の分割又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、１÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）の算式により算定した率を乗じて得た価格

二　株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権の割当て又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、１÷｛１＋（これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数（新株予約権の割当ての場合にあっては、株式に換算した数）又は一口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数）｝の算式により算定した率を乗じて得た価格

三　剰余金の配当若しくは金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。）又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格から、当該配当又は分配により一株又は一口に対して割り当てられる配当財産の価額又は金銭の額を控除した価格

２　公開買付者が令第十三条第二項第二号ハに規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　令第十三条第二項第二号ハに規定する事情

三　当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする期間

四　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

３　［略］

（公表の方法）

第二十条　法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法二十七条の十第五項及び第六項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

［一～三　略］

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条　法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二　令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三　買付け等の期間を延長しないことについて関東財務局長の承認を受けた場合

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条　法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一　株式又は投資口の分割

１÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）

二　株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権の割当て

１÷｛１＋（これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数（新株予約権の割当ての場合にあっては、株式に換算した数）又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数）｝

［号を加える。］

［項を加える。］

２　［同上］

（公表の方法）

第二十条　法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

［一～三　同上］

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条　法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］